

## 共同募金助成事業の概要

制度 項目	赤い羽根一般募金助成事業	
	A助成(広域助成)	B助成(地域助成)
助成対象の事業	<p>○社会福祉施設・救護施設・更生保護施設・障がい者就労支援事業所 施設機能の充実・強化に伴う施設の整備、機器・車両等の購入費、及び施設が取り組む地域福祉推進のための事業費</p> <p>○広域的社会福祉団体 新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的事業費</p>	<p>○市町村域において行われる、社会福祉を目的とする事業 ※各市町村共同募金委員会において決定</p>
対象団体	<p>社会福祉施設・救護施設・更生保護施設・障がい者就労支援事業所 市町村域を越えて活動する社会福祉団体 ※社会福祉施設については、前年度に助成の決定を受けていない法人を優先する。</p>	<p>市町村域で活動する社会福祉団体</p>
対象経費	<p>施設整備費、備品整備費 ソフト事業費(人件費は除く) ※保育所の遊具整備費については遊具本体を対象とし、事業費の上限は200万円とする。 ※介護保険施設はソフト事業費のみ</p>	<p>各市町村共同募金委員会において決定</p>
助成の枠	<p>募金額の範囲内 (1,500万円程度)</p>	<p>10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する。</p>
助成率	<p>3/4以内(助成額50万円の範囲内の事業については9/10以内)</p>	<p>各市町村共同募金委員会において決定</p>
助成額の上限	<p>施設整備費:200万円の範囲内 備品整備費:150万円の範囲内 ソフト事業費:150万円の範囲内</p>	<p>各市町村共同募金委員会において決定</p>
事業実施年度	<p>令和6年度事業</p>	<p>事業実施年度は助成申請年度の翌年度 ※助成申請年度に事業実施する助成制度を設けている市町村共同募金委員会もある。</p>
事業実施期間	<p>令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで</p>	<p>事業実施年度は助成申請年度の翌年度 ※助成申請年度に事業実施する助成制度を設けている市町村共同募金委員会もある。</p>
助成回数・サイクル	<p>年1回</p>	<p>年1回</p>
申請受付窓口	<p>島根県共同募金会</p>	<p>市町村共同募金委員会 (市町村社会福祉協議会内)</p>
申請締切日	<p>令和5年5月31日</p>	<p>各市町村共同募金委員会において決定</p>
助成決定の時期	<p>令和6年3月頃 (内示:令和5年8月頃)</p>	<p>各市町村共同募金委員会において決定</p>